

## 6. 有床診療所に対する規制の見直し(医療法)

- 有床診療所のこれまで果たしてきた役割や今日提供している医療の状況等を踏まえ、48時間の入院期間制限規定を廃止する。
- 上記規定の廃止に伴い、患者の緊急時に対応する体制確保の義務づけや医療従事者の配置等の情報開示を行わせるとともに、医療計画の基準病床数制度の対象とする。

### 有床診療所(一般病床)の現状

- ・ 48時間の入院期間制限
- ・ 人員配置標準の規定なし
- ・ 医療計画の基準病床数制度の対象外

#### (問題点)

- ・ 有床診療所には、へき地等における入院施設や高度な手術を行う施設など、様々な機能を果たすものが存在するため、48時間規制を一律に課すことが適当ではない
- ・ 一般病床における実際の平均在院日数が16.6日(平成14年「患者調査」となっており、規制と実態が合っていない)

※ 有床診療所の療養病床は、長期入院を対象とする病床であるため制度が異なる(入院期間制限なし、人員配置標準の規定あり、医療計画の基準病床数制度の対象)

### 改正内容

- ・ 48時間の入院期間制限規定の廃止
- ・ 他の医療機関との連携確保等、患者の緊急時に対応する体制確保を管理者に義務づけ  
→ **一層の医療安全の確保**
- ・ 医療従事者の配置等一定の情報について、
  - 医療情報の都道府県への届出制度の届出対象
  - 院内掲示の義務づけ→ **情報開示を通じた医療の質の確保**

- ・ 原則、医療計画の基準病床数制度の対象

(対象) 新制度施行後に新設されるもの

※ 既設の有床診療所の一般病床については、新たに許可を得ることは求めない。